

あさか冬のあかりテラス 2025実施業務委託
特記仕様書

朝霞市 みどり公園課

令和7年4月

あさか冬のあかりテラス 2025 実施業務委託

特記仕様書

1 業務名

あさか冬のあかりテラス 2025 実施業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 事業目的

シンボルロード周辺及び駅前広場等の公有財産を活用したイルミネーションを実施し、まちの魅力向上や賑わいの創出及び官民連携によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

4 イベント名

あさか冬のあかりテラス 2025（※サブタイトル等を付けることは妨げない）

5 実施期間

(1) 点灯期間 令和7年11月29日から令和8年1月25日まで

(2) 点灯時間 16時30分から21時まで（点灯式の点灯開始時間については、別途協議とする。）

(3) 施工期間 点灯式の概ね1週間前までに全てのイルミネーション電飾機器の設置を終えるものとする。

※なお、委託者と協議の上、アサカストリートテラス2025（11月1日、2日）の開催にあわせて、試験点灯（1回目）を実施する。
また全てのイルミネーション電飾機器の設置完了後、試験点灯（2回目）を実施する。

※また、芝生広場の設置開始時期については、アサカストリートテラス2025の終了後の11月4日以降とする。

(4) 撤去期間 点灯期間終了後、概ね2週間程度で撤去を完了するものとし、工程については、委託者と協議の上決定する。

6 実施場所及び施工対象範囲

本業務の施工対象範囲は、シンボルロード（別添「イルミネーション施工対象範囲図」のとおり）とします。

7 委託業務内容

(1) イルミネーションのコンセプト、デザイン及び設計書作成

イベントエリア全体共通コンセプトとそれを踏まえたシンボルロード（別添）のイルミネーションのデザインを作成すること。ただし、協賛企業のためのエリアを確保し、そのエリアも含めた一体的なデザインとすること。最終的な設置場所やデザインは委託者と協議の上決定するものとし、決定後、受託者はデザイン図及び設計書（平面図、断面図及び求積図等）を作成すること。なお、受託者において企画内容に沿って電飾材等をリース等で調達することを原則としますが、委託者が保有するイルミネーション機器を使用することも可能とする。新規でイルミネーション機器等を購入する場合は、委託者と協議し決定すること。

(2) イルミネーションの運搬・設置

イルミネーション機器等の運搬・設置は、受託者が設計書（平面図、断面図）に基づき設置すること。なお、委託者が保有するイルミネーション機器の運搬・設置も同様とします。

(3) 仮設電源引込等の電気工事

本業務にはイルミネーションの点灯において必要となる仮設電源の引き込み（電力会社への申請及び一次電源工事）等の電気工事を含むものとする。

(4) イルミネーション実施期間における維持管理

点灯期間中におけるイルミネーションの不点灯や漏電等のトラブルを発見した場合、あるいは受託者から指示があった場合は、適宜修繕等を実施するなど、イルミネーションの管理及び安全確保に努めること。

(5) イルミネーションの撤去・収納

点灯期間終了後、イルミネーションを速やかに撤去し、会場の復旧作業を行うこと。また、委託者が指定する保管場所へイルミネーション機器を運搬し収納すること。

(6) 点灯式及びイベントの実施について

令和7年11月29日（土）に市道8号線を一部歩行者天国とし、点灯式及びイベントを開催するものとする。諸条件等については、市及び当該エリアの官民連携エリアプラットホーム「あさかエリアデザイン会議」と調整の上、実施すること。また、点灯期間中の小規模イベントの実施に向けて、市及び「あさかエリアデザイン会議」と調整すること。なお、受託者独自で考案したイベントを企画することは差し支えないものとする。

【現時点で想定している点灯式及びイベントの内容】

15:00	クラフトショップ／マルシェ／キッチンカー販売開始	市道 8 号線（歩行者天国
17:00	オープニング演奏：中学校吹奏楽部	シンボルロード
17:30	点灯式	シンボルロード
18:30	音楽隊演奏	シンボルロード
19:50	なるこ演舞	市道 8 号線（歩行者天国
21:00	クラフトショップ／マルシェ／キッチンカー販売終了	シンボルロード

※昨年度通行止時間：１５：００～２２：００

(7) 広報・宣伝業務

- ・「あさか冬のあかりテラス 2025」の開催概要と期間中のイベントを周知するためのポスター及びリーフレットを作成すること。
- ・朝霞市のイルミネーションを広く周知できるよう SNS 等メディアを活用した効果的な広報計画を企画、提案し誘客を図ること。

(8) 来場者アンケート等の実施

- ・次年度以降の事業内容検討における参考とするため、来場者数や属性を把握するためのアンケート等を実施し、その集計作業を行うこと。アンケートの実施方法として Google フォーム等を使用することは可能とする。

(9) 関係団体との連携

- ・別紙「イルミネーション実施範囲図」に示す区域外において、あさか冬のあかりテラス 2025 としてイルミネーションの実施を予定している商店会組織や企業団体と連携を図ること。
- ・関係団体が出席する調整会議を 2 回程度実施するため、必要な資料作成等を行うこと。

8 委託業務実施に係る要件等

(1) イルミネーションデザインに関する要件等

- ア テーマ・コンセプトを明確にし、シンボルロードの長さ、奥行、樹木の高さを活かした独自のデザインとすること。
- イ イルミネーションの使用球数は、前年度（約 167,000 球）を参考に提案すること。
- ウ 点滅パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないようにするとともに、来場者を楽しませる双方向性のあるコンテンツを取り入れること。
- エ 普段シンボルロードを利用する機会が少ない市民や観光客等の来訪動機となるような、新規性と話題性のあるイルミネーションとすること。
- オ 幅広い世代に親しまれるように検討し、特に若年層による SNS 等での拡散につ

ながるようなデザインとすること。

- カ デザイン作成にあたっては、著作権等の権利関係に注意すること。
- キ 実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること。
- ク デザイン案の中にイチヨウの大径木、ケヤキ並木及び木陰のトンネルのイルミネーションを含むこと。
- ケ イルミネーション点灯の区域は、市役所前の花の池テラスからシンボルロード南口広場までの範囲で検討すること。
- コ 協賛企業及び関係団体等と調整を行うこと。
- サ 10月31日までにイルミネーション（芝生広場を除く）を設置し、試験点灯できる状態にすること。

(2) 使用するイルミネーション機器に関する要件等

- ア 受託者において企画に沿ってリース等で LED 電球機器・電源機器を用意し、装飾を行うこと。
- イ 委託者が保有するイルミネーション機器を使用して装飾することも可能とする。（別紙「朝霞市所有灯具数量表」参照）
- ウ 使用しない電球を市職員が自主で設置を行う場合は、設置方法等助言を行うこと。
- エ 委託者が保有する機器において、経年劣化等汚損がみられる場合は、委託費の範囲で委託者と協議の上、適宜修繕・更新を行うこと。
- オ 使用する電球は環境や省エネに配慮し、原則として LED 電飾とする。

(3) イルミネーションの設置・撤去に関する要件等

- ア 装飾や配線等は、歩行者や通行車両、案内看板、交通標識等の妨げにならないよう十分に配慮すること。
- イ イルミネーション消灯時においても通行等の妨げとならないこと。
- ウ 点字ブロックの周囲 100cm 以内に電飾等を設置しないこと。また、点字ブロック機能を阻害するものを設置しないこと。
- エ イルミネーション設置・撤去工事の際は交通誘導員を配置し、歩行者等の安全確保に努めること。
- オ 歩行者等が作品に触れることを想定し安全性及びいたずら防止に配慮すること。
- カ 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。
- キ 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置すること。
- ク 点灯の概ね 1 週間前までに試験点灯及び点灯のリハーサルを行うものとする。試験点灯及びリハーサルにおいて指摘箇所があった場合は、修正の上、再度試験点灯を行うものとする。
- ケ イルミネーションの設置、撤去においては、道路使用許可申請をはじめとする

各種申請が必要な場合は、受託者の責任において手続を行うこと。なお、申請に係る費用は受託者の負担とする。

(4) イルミネーションの電源に関する要件等

- ア イルミネーションで使用する電源（企業ゾーンの仮設電源も含む。）は、原則仮設電源を引き込み使用すること。但し、市と協議の上、既設電源を使用することも可能とする。
- イ 仮設電源の数は最小限とすること。
- ウ 仮設電源の引き込みに係る工事費は受託者の負担とする。
- エ 仮設電源の契約に係る申請は受託者が行うものとする。
- オ イルミネーションの点灯に係る電気代は委託者が負担する。
- カ 仮設電源コンセントについては、点灯式やイベントで使用することも考え、余分に用意すること。

(5) 点灯期間中における要件等

点灯時間は、デジタルタイマーで管理すること（アナログ不可）。

(6) 点灯式及びイベントに関する要件等

- ア 開催するイベントについて、集客効果を高めるように努めること。
- イ イベントの内容については、委託者と協議の上、あさかエリアデザイン会議と調整し、詳細を決定するものとする。
- ウ イベントの開催に伴う出演者及びあさかエリアデザイン会議への謝礼等については、受託者の負担とする。（昨年度のイベント実施に要した概算経費：エリアデザイン会議への謝礼等 計約 55 万）

(7) 広報・宣伝業務に関する要件等

- ア ポスター及びリーフレットについてはイルミネーション及び点灯式イベントについて作成するものとし、仕様は以下を参考に委託者と協議の上、決定するものとする。なお、デザイン制作も業務に含むものとする。

【イルミネーション概要版】

	ポスター	リーフレット
サイズ	A1	A4
作成部数	300 枚以上	9,000 部
印刷	片面 4c	両面 4c

【イベント版】

	ポスター	リーフレット
サイズ	A1	A4
作成部数	300 枚以上	6,000 部

印刷	片面 4c	両面 4c
----	-------	-------

※ サイズや材質及び必要部数等の仕様を変更する場合は、別途協議とします。

- イ プロポーザルでの提案に基づき、受託者側にて当該事業の開催に効果的な方法で行うこと。
- ウ その他の効果的な広報・宣伝について、プロポーザルでの提案に基づき、委託者と協議の上、実施すること。

(8) その他の要件等

- ア 本事業において調達する資材や電飾材（リースは除く。）などの財産権は、委託者に帰属するものとする。なお、受託者が自費で購入した機器類や自前の機器類については、その限りではない
- イ 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て委託者に帰属するものとする。
- ウ イルミネーション設備の施工にあたっては、委託者と十分に協議すること。
- エ 受託者は、本業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。
- オ 打合せ及び各種会議に使用する資料（会議録を含む。）は、受託者が作成すること。
- カ 受託者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術、アイデアがあるときは、積極的に提案すること。
- キ 本事業で使用する全ての設備・装置及びイベントについて、プレゼンテーションした内容を基に想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて加入すること。

昨年度加入保険内容：対人 1 名当たり 2 億円、1 事故あたり 5 億円

対物 1 事故当たり 5 千万円

その他（被害者治療等補償、借用イベント施設損壊補償、飲食物危険補償、受託者賠償責任等）

- ク 本事業の実施の際、委託者が実施する予定の協賛企業の募集にあたり、必要に応じて協力すること。

9 成果品

業務完了後、実績報告書及び本事業の記録写真、来場者アンケート結果まとめを成果品として提出すること。

なお、報告書の規格及び部数は以下のとおりとする。

- (1) 紙媒体：A4 版、片面フルカラー・・・・・・・・・・・・・2 部
- (2) 電子媒体：報告書及び素材の電子ファイルを記録した電子記録媒体・・・・・・2 部
- (3) 提出期限：令和 8 年 2 月 27 日（金）

10 契約について

契約方法、契約時期等は、次のとおりとする。

- (1) 契約方法 随意契約（プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を実施）
- (2) 契約締結時期 令和7年6月中旬頃
- (3) 支払い方法 完了後一括払い又は部分払い

11 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。契約締結後に契約内容を変更する場合、委託者と受託者双方協議のうえ決定すること。